公社共同事業設計仕様書

- この度は、公社共同事業推進のうえで格段のご理解とご尽力を賜り篤く御礼申し上げます。 本書は、ご計画中の建物の企画・設計を円滑に進めるにあたり、依頼者・設計者・施工者の皆様に ご留意頂きたい設計基準等を整理したものです。
- 本書で不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。
- 当該事業以外で本冊子を転用する場合には、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先 ----

一般財団法人 首都圏不燃建築公社 品質管理部

〒108-0023 東京都港区芝浦3-9-1 芝浦ルネサイトタワー17階

TEL: 03-6809-6412 FAX: 03-6809-6479

1. はじめに	
1-1. 本書ご利用にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
2. 依頼者への説明	
2-1. 説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 機構手続き(適合証明)参考資料	
3. 機構手続マニュアルのアドレス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4. 設計基準	
4-1. 基本設計・実施設計にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4-2. 特記仕様書の記載事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5. 資料	
資料O チェックリスト 資料1. 危険防止対策の手摺等の設計例 資料2. 断熱の基準 資料3. 省エネ賃貸住宅建設融資断熱構造技術基準 資料4. バリアフリー 資料5. 界床の仕様	

1-1. 本書ご利用にあたって

「設計基準の取扱い等」
不燃公社設計基準は次の三つの項目で構成されています。

- ① 遵 守 項 目 ※ どなたもお守り頂くべき項目で、内容については以下のとおりです。
 - 危険防止(転落)対策実施
 - 断熱構造 (機構融資義務断熱) 実施
 - 遮音性能確保 (RC壁厚及びスラブ厚15cm以上)

②原 則 項 目

- 危険防止(転倒、落下、タイルの剥離及び落下)対策実施
- ・ 外壁のW配筋実施
- ・天井高さ 2. 3m以上確保
- バルコニー設置
- ・躯体浸透系防水工法の禁止
- ・コンクリートのひび割れ対策
- 住宅瑕疵担保責任保険の基準に適合

③一般項目

公社共同事業の目的(公社が売主・連帯債務者として関与すること及び果すべき注意義務の履行によるより良い賃貸住宅ストックの整備)に係る項目

1-2. 本書取扱上のお願い

○ 本書の取扱いについては、特記仕様書「共通仕様書等の取扱い優先順位」において、最後位に付記 頂き、上位に一般仕様書として設計者(施工業者)の指定するいずれかの共通仕様書(自社共通仕様書 を含む)の後に「公社共同事業の手引き」を記載して下さい。尚、共通仕様書の指定がない場合には、 「(国交省大臣営繕部監修 最新版)公共建築工事標準仕様書」(編集:社団法人公共建築協会)を 一般共通仕様書として準用いたしますので取扱いをお願いします。

なお、JASS5については、構造仕様書に最新版の使用を記載検討願います。

2-1. 説明事項

〇設計者は、特に下記事項について 依頼者に十分説明のうえ、了承された図面一式を契約設計図書 としてご提出ください。

2-1-1.建物の内容

①計画全般

- (1) 建物の規模・配置
- (2) 敷地の利用形態・アプローチ
- (3) 住宅の間取り・面積・天井高(空間構成上の柱・梁型の影響)
- (4) 非住宅の間取り・面積・天井高(空間構成上の柱・梁型の影響)
- (5) 総高・各階階高

②構造

- (1) 構造種別
- (2) スラブ厚・壁厚・総合耐用年数
- (3)使用材料

③建築意匠

- (1)外部の仕様・仕上げ
 - ◆外壁(廊下・バルコニー・妻面等)
 - ◆屋根(防水・断熱・屋上利用方法等)
 - ◆玄関 (アルコーブ・ホール等)
 - ◆建具(防音・耐風・水密等の機能・性能)
 - ◆金物 (機能·性能…防錆処理等)
- (2) 内部の仕様・仕上げ
 - ◆床・壁・天井
 - ◆防音性能・結露対策・断熱性能等
 - ◆設備機器等
- (3) 外構の仕様・仕上げ
 - ◆付属の施設(電気室・キュービクル、ゴミ置場等)
 - ◆駐車場·駐輪場
 - ◆植樹·造園
 - ◆門扉·擁壁·塀
 - ◆受水槽· 浄化槽

④建築設備

- (1)給排水衛生設備
 - ◆使用料金支払方法(検針方法、メーター設置方法…貸与・私設)
 - ◆負担金(引込み負担金・量水器負担金・その他)
 - ◆選定機器(器具)の概要と選定理由
- (2) 給湯設備
 - ◆熱源の種類(ガス・電気・その他)
 - ◆給湯機能力・機種(機能・性能…追炊きの有無)
- (3) ガス設備
 - ◆種類(都市ガス・LPガス)
 - ◆負担金(引込み負担金)
 - ◆ガス栓の設置位置・個数
 - ◆警報機の有無
- (4)冷暖房設備
 - ◆熱源の種類(ガス・電気)
 - ◆設置場所(設置可能場所を含む)
 - ◆設置台数
 - ◆冷暖房システム

- (5) 電気設備
 - ◆使用料金支払方法
 - ◆工事中料金負担方法
 - ◆引込み負担金
 - ◆引込み電力容量(最大契約可能容量)
 - ◆照明器具の有無
 - ◆テレビ受信方法(CATV/アンテナ対応、BS/CSの有無)
 - ◆通信(電話回線数・情報アウトレット位置・インターネット対応・光配線の有無及び範囲)
- (6) 昇降機
 - ◆台数,機種(機能・性能)
 - ◆付加設備

2-1-2.備品の確認

①建築備品

- (1) 住戸備品
 - 室名札

- ・ 下駄箱・ 網戸・ 面格子
- 洗濯機パン カーテンレール 水切板
- タオル掛け ・ 物干し金物 ・ シャッター
- その他

• ピクチャーレール

- (2) 共用部備品
 - 集合郵便受掲示板
- 館名板
- 定礎板

- 避難器具
- 消火器
- 階数表示板
- その他

- ②設備備品
 - 照明器具コンロ
- 警報機
- エアコン

- 避難器具
- 消火器
- 階数表示板
- その他

2-1-3.建物の管理(防犯・防災設備と管理方式)

- ①建物の管理方式の説明
 - ◆ 短期、長期修繕計画
- ②警報設備の設置内容・設置場所
 - 火災報知器非常警報
- 消火設備昇降機

- ・ ポンプ作動・ 受水槽満減水・ その他
- ③防犯設備
 - オートロック ITV その他
- ④共用部分の設備

 - 共用水栓 共用灯(点灯方法·電灯回路) 管理人室

その他

2-1-4.別途工事の確認

- ◆既存建物解体工事
- ◆地下埋設物処理工事
- ◆テレビ電波障害工事
- ◆開発行為関係工事
- ◆施設部分の仕上工事
- ◆設備工事

3. 機構手続マニュアルのアドレス

○ 公社共同事業では、機構用の図面作成をお願いしております。 その際技術基準等の確認は、機構ホームページで確認をお願いいたします。 ご参考にアドレスを記載させていただきます。(機構の都合により変更される場合があります)

機構基準のホームページ 機構ホームページ

→ http://www.jhf.go.jp/

機構賃貸技術基準・物件検査のご案内

→ http://www.jhf.go.jp/files/100040427.pdf

機構基準のホームページダウンロードページ

→ http://www.jhf.go.jp/customer/kijyun/download.html

省エネ基準PDFファイルダウンロードページ

 \rightarrow http://www.jhf.go.jp/files/100400238.pdf

サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

→ http://www.jhf.go.jp/files/100400239.pdf

4-1. 基本設計・実施設計にあたって

〇設計基準に関しては、別紙資料「設計チェックリスト」を確認してください。 チェックリストにつきましては、実施設計完了時に提出していただきます。

4-2. 特記仕様書の記載事項

〇設計図書には必ず「特記仕様書」を添付し、設計者が責任を持って各工事の詳細を指定してください。 なお、「特記仕様書」には、特に下記事項の付記をお願いいたします。

4-2-1 建築特記仕様書へ特に付記すべき事項

*. 特記仕様書の取扱いについて

4. 製造(施工)会社指定については、後欄のメーカリストに依るものとし、同等規模以上の会社と 読み替も可能とする。 但し、製品の採用にあたっては、国土交通省大臣官房営繕部監修 「建築材料等評価名簿」を基準とし、係員の承認を受ける。

*。一般共通事項	
設計図書の優先順位	本工事の設計図書等の優先順位は、下記による。
	1. 現場説明事項(質疑応答書及び公社「建設内容確認事項」を含む)
	2. 特記仕様書
	3. 各設計図書
	4. 共通仕様書(設計者の指定する建築工事共通仕様書、自社共通仕様書を含む) 若しくは
	国交省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)
	国交省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)
	国交省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)
	5. 財団法人首都圏不燃建築公社「公社共同事業の手引き」
提出図書	本工事の施工に伴う提出図書は、「公社共同事業の手引き」及び工事中必要
	となる書類(データとして配布)に基づき作成願います。
	1竣工図 ・観音製本(黒表紙・金文字正本) ・・・1部
	・電子データファイル 形式は「PDF」 ・・・2部
	2竣工写真 ・アルバム(A3版)貼付 ・・・1部
	・画像データ ・・・2部
	※ 専門の写真撮影業者によるものに限る
定例打合	・「総合定例会議」を月に1度程度開催し、本工事施工に伴う質疑応答・報告
	承認等を為すことで、依頼者・公社を含む関係者間の意思決定機関とする。
	•請負者は、定例打合会議議事録をとり、その都度提出するものとする。
工事保証	・「住宅の品質確保の促進に関する法律第94条第1項」に規定する部位に
	ついては引渡し日より10年、それ以外の部位については、2年とする。
その他	・本工事の施工計画決定にあたり、工事騒音・振動等に対する「地域規制」は
	必ず確認し、規制に該当する場合には、所轄官公庁等と十分協議する。

*. コンクリート工事

鉄筋コンクリート	• コンルートの種別・ •	普通コンクリート ・高強度コンクリート
	•	その他(
	設計基準強度 : •	18N/mm • 24N/mm • 30N/mm
	•	36N/mm ・その他 ()
	混和剤等 : •	減水剤 • AE剤
	•	その他 ()
	• 粗骨材 : •	川砂利 • 砕石
	•	その他 ()
	• 細骨材 : •	川砂 ・ 山砂 ・ その他 ()
	コンクリートの供給・	レディーミクストコンクリート
	•	現場コンクリート
	•	その他(
	・水セメント比 : ・	55%/wc以下 · 65%/wc以下
	•	その他(
	塩化物規制 : •	0.3kg/m3以下
試験	・ コンクリートの圧縮強度	度試験は、公認の試験所において行なうものとする。
	型枠支保工解体時に圧縮	宿強度試験を行なうものとする。

*. 鉄骨工事

*.鉄骨工事	
鋼 材	・形鋼・鋼板: ・ SS4OO
	• SN400A/B/C • SM400A/B/C
	• SN490A/B/C • SM490A/B/C
	その他(
	・軽量形鋼 : ・ SSC400 (規格品)
	・鋼 管 : ・ STKR400 ・ STKR490
	• STKN400W/B • STKN490B
	• BCR295 • BCP235 • BCP325
	その他(
	 ・高力ボルト: ・ F1OT
	・認定ボルト: ・ M12 ・M16 ・M20 ・M22 ・M24
	• M27 • M30
	・溶接材料 : ・ JIS規格品または同等品のうち母材の種類、寸法及び
	溶接条件に適合するもの。
 耐候性	・鋼 材 : ・SMA400AW/BW/CW・SMA400AP/BP/CP
 高張力鋼	•SMA490AW/BW/CW•SMA490AP/BP/CP
	 ・高力ボルト: ・ F1OT
	・
	・ 表面処理(・ウェザーコート I ・ウェザーコート II
	• その他 ())
	・溶接材料 : ・ JIS規格品または同等品のうち母材の種類、寸法及び
	溶接条件に適合するもの。
<u></u>	

*。組積工事

ALC板	・ALC協会会員及び会員各社指定工事店が施工する「鉄骨ALC造住宅の
	気密工法」により、評定内容のとおり施工する。
	・ALC協会会員及び指定工事店証明書及び評定書を1部提出する。

*. 防水工事

責任保証	・「住宅の品質確保の促進に関する法律第94条第1項」に基づく保証とする。
	・工事請負業者及び専門工事施工業者は、記名捺印の上、引渡日より10年間を
	保証期間とし、保証書を2部提出する。事故を生じた場合は、無償復旧を
	為すものとする。

*. 木工事

防腐・防虫の処理	・本工事に使用する「特定木質建材」は、ホルムアルデヒド放出量試験(日本
	農林規格又は日本工業規格)により求める放出量の平均値を(1.5mg/1)
	以下とし、最大値を(2.1mg/l)以下とする。
	・特定木質建材とは、パーティクルボード、MDF、普通合板、特殊合板、構造
	用合板、コンクリート型枠用合板、防炎合板、構造用パネル、複合フローリン
	グ、集成材、構造用集成材、単板積層材及び構造用単板積層材をいう。

*. 建具工事

アルミ建具	・防音性能:・防音扉の性能はJIS A 4706 25dB 以上とする。
鋼製建具	・防音性能:・防音扉の性能はJIS A 4702 25dB 以上とする。

*. 内装工事

一般事項	・本工事に使用する「特定木質建材」は、ホルムアルデヒド放出量試験(日本
	農林規格又は日本工業規格)により求める放出量の平均値を(1.5mg/1)
	以下とし、最大値を(2.1mg/1)以下とする。
	・特定木質建材とは、パーティクルボード、MDF、普通合板、特殊合板、構造
	用合板、コンクリート型枠用合板、防炎合板、構造用パネル、複合フローリン
	グ、集成材、構造用集成材、単板積層材及び構造用単板積層材をいう。
断熱材	・施工部位及び厚さ等については、住宅金融支援機構の断熱の基準に従うも
	のとする。

*. 雑工事

公社工事期間中看板	• 材質	:	・工事期間中の掲示に耐えるもの
	• 看板寸法	:	•W1350 × H900 (公社看板)

*. タイル工事

落下防止対策	・タイル施工面の躯体は、高圧洗浄を行うものとする。

*. 使用構造材料

<u>*•</u>	区内特边的科					
コン	/クリート	•	構造体の総	総合耐久性		
			供用期間	大規模補修っ	下要	耐久設計基準
			の級	予定期間	(年)	強度 (N/mm2)
			短期	30		18
			標準	65		24
			長期	100		30
			超長期	200		36

*. 鉄筋コンクリート工事

	. — 3
鉄 筋	• 帯筋(HOOP)S型(スパイラル型) 工場閉鎖型
型枠	• 型枠存置期間
	スラブ下支柱は、設計基準強度の100%を確認するまで存置する。
	基礎、梁側、柱及び壁のせき板の存置期間は、短期及び標準の場合は、
	10N/mm [®] 以上を確認されるまでとする。
	スラブ下脱型はスラブニ層受けとする。
	※JASS5参照
コンクリート	• 原則湿潤養生とする。

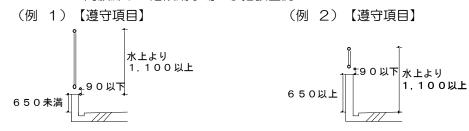
*. 鉄骨工事

• 製作工場 (工場	名:)
• 建設省告示第110	3号による	認定工場()	大臣認定 M	グレード以上)
• 溶接部の検査				
	検査	室室又は検査	 数	
	社内	第三者	監理者	
超音波探傷検査	100 %	30 %	- %	
外観検査	100 %	100 %	100 %	
※監理者は溶接音	『検査結果を	書類承認す	る	
	建設省告示第110溶接部の検査超音波探傷検査外観検査	 建設省告示第1103号による。 溶接部の検査 検査 社内 超音波探傷検査 100 % 外観検査 100 % 	 建設省告示第1103号による認定工場(溶接部の検査 検査率又は検証	 建設省告示第1103号による認定工場(大臣認定 M 溶接部の検査 検査率又は検査数 社内 第三者 監理者 超音波探傷検査 100 % 30 % - %

○主な該当部位としては、バルコニー・共用廊下・共用階段のフェンスの設置やバルコニー・花台に 面しない窓等です。

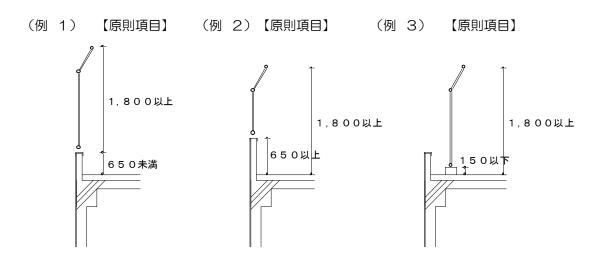
該当各部位には、下記寸法を標準とした落下・転落等の危険防止対策を講じてください。

■バルコニー・開放廊下・階段踊り場の手摺設置例

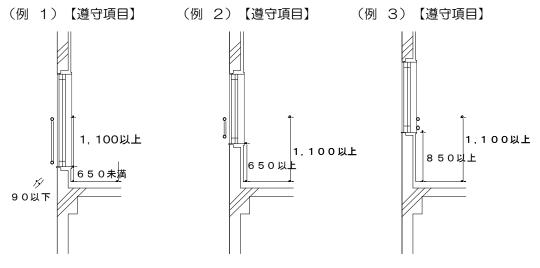


※消防法の無窓階など法基準に注意すること

- ■入居者等が自由に出入り可能な屋上フェンスの設置例
 - 横桟形状のフェンスは設置不可
- 縦桟間隔は110mm以下



- ■バルコニー・花台に面しない窓・出窓の手摺バー設置例
 - 原則として窓台は幼児が上がれず、物が落下しない構造
 - 建設部担当者と打合せ実施



〇該当部位は、外気に接する躯体部分で、断熱材の施工部分・断熱材の種類と厚さ等は、下記を参考 として計画してください。

■断熱材の施工部分

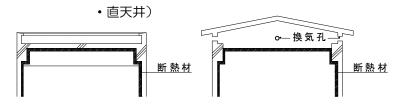
施工部	邻位	備考	
屋根•	• 天井	上階がバルコニー等の屋外に面する天井	図1参照
外気に	こ接する壁		図2・3参照
床	外気に接する床	下階がホール・ピロティー等の屋外に面する床	図4参照
	その他の床	土間床・下階がピットとなる床	凶斗多況

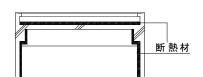
◎図1 屋根・天井の断熱材施工範囲 【遵守項目】

(通気口の無い2重天井

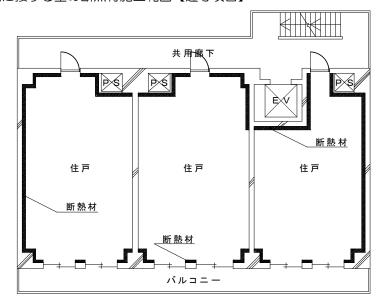
(通気口のある二重天井)

(外断熱工法の天井)



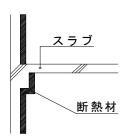


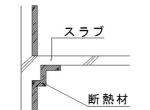
◎図2 外気に接する壁の断熱材施工範囲【遵守項目】



◎図3 外気に接する壁の断熱材のまわり込み範囲

(東南~南~南西の範囲の壁)【遵守項目】

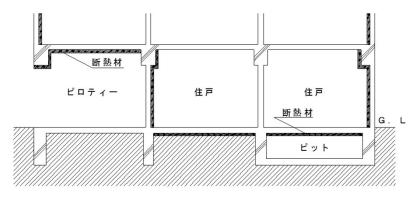




(左記以外の壁) 【原則項目】

4 5 0 以上

◎図4 床の断熱材の施工範囲 【遵守項目】



■断熱材の種類と厚さ

◎地域の区分

地域の区分	都県
Ш	福島県・栃木県・新潟県・長野県
IV	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・静岡県・茨城県・群馬県・山梨県

※同県内であっても市町村によって地域区分が変わる場合がありますので担当者と協議してください。

◎記号別の断熱材の種類

記号	熱伝導率 (λ)	断熱材の種類
	(単位W/m・K)	
A-1	0.052~0.051	吹込み用グラスウール断熱材GW-1・GW-2(施工密度13K,18K)
		シージングボード(9mm)
		A級インシュレーションボート(9mm)
		タタミボード(15mm)
A-2	0.050~0.046	住宅用グラスウール断熱材10K相当
		吹込み用ロックウール25K
В	0.045~0.041	住宅用グラスウール断熱材16K相当、20K相当
		A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号
		A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号、2号
С	0.040~0.035	住宅用グラスウール24K相当・32K相当
		高性能グラスウール16K相当・24K相当・32K相当
		吹込み用グラスウール断熱材30K相当・35K相当
		住宅用ロックウール(マット、フェルト、ボード) A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号、2号、3号
		A種に一人法がリステレンフォーム保温板1号、2号、3号 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種
		吹込用セルローズファイバー25K、45K、55K
		A種フェノールフォーム保温板2種1号、3種1号、3種2号
		建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3
		吹込用ロックウール65K相当
D	0.034~0.029	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号
		A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種
		A種フェノールフォーム保温板2種2号
		A種硬質ウレタンフォーム保温板1種
		A種ポリエチレンフォーム保温板3種
		建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1、A種2
		高性能グラスウール40K相当、48K相当
E	0.028~0.023	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種
		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号、2号、3号、4号
		A種フェノールフォーム保温板2種3号
F	0.022以下	A種フェノールフォーム保温板1種1号、2号

◎断熱材の最低厚さ(フラット35 鉄筋コンクリート造又は組積造その他これらに類する住宅)

住宅の種類	地域	部位	部位		断熱材	の厚さ	(単位	mm)		
				A-1	A-2	В	С	D	Е	F
鉄筋コンク		屋根又は天井		40	35	35	30	25	20	20
リート造、	π	壁		35	30	30	25	25	20	15
組積造の	"	床	外気に接する部分	30	25	25	20	20	15	15
住宅			その他の部分	25	20	20	20	15	15	10
		屋根又は天井		40	35	35	30	25	20	20
	l w	壁		25	20	20	20	15	15	10
	14	床	外気に接する部分	20	15	15	15	15	10	10
			その他の部分	10	5	5	5	5	5	5

◎断熱材の厚さ 省エネルギー対策等級3

住宅の種類	地域	部位		断熱材の厚さ(単位mm)						
				A-1	A-2	В	С	D	Е	F
鉄筋コンク		屋根又は天井		60	55	50	45	40	35	25
リート造、		壁		50	45	45	40	35	30	20
組積造の気	Ш	床	外気に接する部分	95	90	85	75	65	55	40
蜜住宅			その他の部分	55	50	45	40	35	30	25
		外気に接する土	間床等の外周部	10	5	5	5	5	5	5
		屋根又は天井		60	55	50	45	40	35	25
	IV	壁		40	35	35	30	25	20	20
	10	床	外気に接する部分	55	50	45	40	35	30	25
			その他の部分	30	25	25	20	20	15	15
鉄骨造の		屋根又は天井		80	75	70	60	55	45	35
住宅		壁		60	55	50	45	40	35	25
	Ш	床	外気に接する部分	115	110	100	90	75	65	50
			その他の部分	65	60	55	50	45	35	30
		外気に接する土	間床等の外周部	10	5	5	5	5	5	5
	_	屋根又は天井		80	75	70	60	55	45	35
	IV	π , 壁		55	50	45	40	35	30	25
	10	床	外気に接する部分	65	60	55	50	45	35	30
			その他の部分	35	30	30	25	25	20	15

◎断熱材の厚さ 省エネ等級4 III~V地域 鉄筋コンクリート造又は組積造の住宅

住宅の種類	地域	部位 断熱材の厚さ(単位mm)								
				A-1	A-2	В	С	D	Е	F
鉄筋コンク	内	屋根又は天井		130	125	115	100	85	70	55
リート造、	断熱	壁		60	55	50	45	40	35	25
組積造の	エ	床	外気に接する部分	110	105	95	85	75	60	50
住宅	法		その他の部分	80	75	70	60	55	45	35
	外	屋根又は天井		105	100	90	80	70	60	45
	断熱	壁		50	45	45	40	35	30	20
	エ	床	外気に接する部分	80	75	70	60	55	45	35
	法		その他の部分	_	-	-	-	-	-	-

◎熱貫流率の計算式

 $K = \frac{1}{Ri + (R1 + R2 + \cdots + Rn) + Ro}$

K :熱貫流率

Ri:室内側の熱伝達抵抗

Rn:住宅部分を構成する各材料又は、空気層の熱抵抗(厚さ(m)/熱伝導率)

Ro:室外側の熱伝達抵抗

◎熱伝達抵抗

室内側・室外側の熱伝達抵抗(Ri及びRo)は下表

	Rі	Ro
屋根	0.09	0.04
天井	0.09	0.09
外壁	0.11	0.04
床	0. 15	0. 15

※単位は、m·K/W

◎空気層の熱抵抗

空気層の熱抵抗は下表

床裏・外気に通じる小屋裏・天井裏は空気層とみなさない

空気層の種類	空気層の厚さ da(cm)	Ra			
工場生産で気密なもの	2㎝未満	0. 09×da			
	2㎝以上	0. 18			
上記以外のもの	1 cm未満	0. 09×da			
	1 cm以上	0.09			

※単位は、m³・K/W

◎熱貫流率表

	Ⅲ地域	Ⅳ地域
屋根・天井	1.04	1.04
壁	1.16	1.53
外気に接する床	1.1	1.28
その他の床	1.22	1.88

※単位は、W/㎡・K

◎各材料の熱伝導率

ろ材料の熱伝導率						
材料名	熱伝導率	密度				
	(W∕m•K)	(kg/m^3)				
無 住宅用グラスウール断熱材 10K相当	0.050	約 10				
機 住宅用グラスウール断熱材 16K相当	0.045	約 16				
横住宅用グラスウール断熱材 24K相当	0.038	約 24				
系 住宅用グラスウール断熱材 32K相当	0.036	約 32				
断 高性能グラスウール断熱材 16K相当	0.038	約 16				
熱 高性能グラスウール断熱材 24K相当	0.036	約 24				
材 吹込み用グラスウール断熱材 GW-1	0.052	約 13				
吹込み用グラスウール断熱材 GW-2	0.052	約 18				
吹込み用グラスウール断熱材 30K相当	0.040	約 30				
吹込み用グラスウール断熱材 35K相当	0.040	約 35				
住宅用ロックウール断熱材 マット	0.038	30 ~ 50				
住宅用ロックウール断熱材 フェルト	0.038	30 ~ 70				
住宅用ロックウール断熱材 ボード	0.036	50 ~100				
吹込み用ロックウール断熱材 25K相当	0.047	25以上				
吹込み用ロックウール断熱材 35K相当	0.051	35 ± 5				
材料名	熱伝導率(W/m・K)	密度(kg/m3)				

発泡プラスチック系断	ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 特号	0.034	27 以上
	ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 1号	0.036	30 以上
	ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 2号	0.037	25 以上
	ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 3号	0.040	20 以上
	ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 4号	0.043	15 以上
	押出法ポリスチレンフォーム保温板 1種	0.040	20 以上
	押出法ポリスチレンフォーム保温板 2種	0.034	20 以上
	押出法ポリスチレンフォーム保温板 3種	0.028	20 以上
	硬質ウレタンフォーム保温板 1種1号	0.024	45 以上
	硬質ウレタンフォーム保温板 1種2号	0.024	35 以上
	硬質ウレタンフォーム保温板 1種3号	0.026	25 以上
	硬質ウレタンフォーム保温板 2種1号	0.023	45 以上
	硬質ウレタンフォーム保温板 2種2号	0.023	35 以上
	硬質ウレタンフォーム保温板 2種3号	0.024	25 以上
熱 材 	吹付け硬質ウレタンフォーム(現場発泡品)	0.026	25 以上
	ポリエチレンフォーム A	0.038	20 ~ 40
	ポリエチレンフォーム B	0.042	10 ~ 40
	フェノールフォーム保温板 1種1号	0.033	45 以上
	フェノールフォーム保温板 1種2号	0.030	30 以上
	フェノールフォーム保温板 2種1号	0.036	50 以上
	フェノールフォーム保温板 2種2号	0.034	40 以上
木質繊維系	A給インシュレーションボード	0.049	350 未満
	タタミボード	0.045	270 未満
	シージングボード	0.052	400 未満
	ひ	0.040	25
		1,500	20
セメントモルタル		1.600	
コンクリート		0.810	1 000
軽量骨材コンクリート1種			1,900
軽量骨材コンクリート2種		0.580	1,600
軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)		0.170	500 ~ 700
普通レンガ		0.620	1,700 以下
耐火レンガ		0.990	1,700 ~ 2,000
天然木材 1種		0.120	
天然木材 2種		0.150	
天然木材 3種		0.190	
合板		0.160	420 ~ 660
せっこうボード		0.220	650 ~ 700
ロックウール化粧吸音板		0.058	300 ~ 400
吹き付けロックウール		0.047	180 ~ 220
断熱木毛セメント板		0.100	400 ~ 600
木片セメント板		0.170	1,000 以下
ハードボード		0.170	950 以下
パーティクルボード		0.150	400 ~ 700
稲わら畳床		0.110	
せっこうプラスター		0.600	

資料3. 省工ネ賃貸住宅建設融資断熱構造技術基準

- ○省工ネ賃貸住宅は次のいずれかに該当する住宅である必要があります。
- ①トップランナー基準相当の住宅(エコポイント対象住宅証明書が発行された住宅)
- ②省エネルギー対策等級4の住宅
- ③省エネルギー対策等級3を満たした上で、断熱性能が省エネルギー対策等級4仕様の窓と 防露措置をした住宅
- ※上記は住宅の省エネルギー化の動向に沿って見直すこととしており、平成25年度に、基準の見直し (1)又は②とするなど)を行う予定。
- ◎省エネルギー対策等級4は以下の基準を満たす必要があります。
- (1)躯体の断熱性能
- (2)構造熱橋部の断熱補強(鉄筋コンクリート造等)
- (3)防露措置
- (4) 開口部の断熱性能・日射遮蔽措置

※詳細は機構基準による。

資料4. バリアフリー

○該当各部位の基準は下記を参考にしてください。

■専用部分の基準

- ・部屋の配置
 - * 便所は高齢者等の寝室がある階に設置する
- 高齢者等の生活動線上にある各室とそれをつなぐ廊下は、段差の無い構造
 - * 生活動線上にある各室とは、寝室のある階の全居室/便所/洗面所/食事室を指す
 - * 段差の無い構造とは、仕上寸法5mm以内の段差を含む
- 住宅内階段の寸法(メゾネットタイプ・スキップフロアータイプ)
 - * 蹴上げ・踏面寸法は下記

T≥19.5 T:踏面寸法 / R:蹴上げ寸法 (単位:cm)

R/T≦22/21

55≦T+2R≦65

蹴込みは 30以下

但しEVが設置されており、住戸の出入口から当該EVの出入口に至る経路で、 段差がなければこの限りでない。

- ・ 手摺の設置
 - * 階段 片側に配置(階段勾配45° 超の場合は両側)
 - * 便所 立ち座りのためのもの
 - * 浴室 浴槽出入り又は浴室内での姿勢保持のためのもの

■共用部分の基準

• 共用廊下

段差がある場合は、その部分に手摺を設置若しくは勾配1/12以下(高低差80mm以下の場合は、1/8以下)の傾斜路を設ける。

• 共用階段

手摺を設置する。

<参考>歩行補助用手摺の仕様は下記

- *手摺の高さ 750~800mm
- *手摺の直径 28~40mm
- *手摺の空き 30~50mm
- *手摺の端部 下か内側に曲げること
- 蹴上げ・踏面寸法は下記
 - *T≧24
 - *55≦T+2R≦65

T:踏面寸法 / R:蹴上げ寸法 (単位:cm)

*但しEVが設置されており、住戸の出入口から当該EVの出入口に至る経路で、段差がなければこの限りでない。

資料5. 界床の仕様

〇連続支持合成スラブ・単純支持合成スラブを採用する場合は、下記の基準を遵守してください。 尚、鉄骨造界床のALC版採用は不可とします。

	遮音等級
普通コンクリート使用の連続支持合成スラブ(耐火構造	
通則的指定番号 耐火(通) F 1 O O 1) 又は,単純支持合成	L-55以下
スラブ(耐火構造通則的指定番号耐火 (通)F1002)	
において、デッキ高さ50mm以上、所定厚さ80mm以上	
であるもの(下図参照)	

■連続支持合成スラブ・単純支持合成スラブの断面図

